

# 下野市総合計画後期基本計画策定方針

平成 23 年 7 月

下 野 市

## 1 後期計画策定の趣旨

下野市総合計画は平成 20 年 3 月に策定され、平成 27 年度までを計画期間とする「基本構想」と平成 23 年度までを期間とする「前期基本計画」で構成されています。

この内、前期基本計画が平成 23 年度をもってその計画期間が終了するため、引き続き基本構想に掲げる将来像“思いやりと交流で創る新生文化都市”及び基本目標等の実現を図るため、平成 24 年度を初年度とし基本的な施策を体系的に示す「後期基本計画」を策定し、本市のまちづくりを総合的、計画的に進めることを目的とします。

## 2 後期計画策定にあたっての基本的視点

後期基本計画の策定にあたっては、次の視点を重視し策定します。

### 市民の参画と情報公開の推進による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意見を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とします。

また、策定過程などについて、市ホームページなどを通じて広く公開します。

### 時代の潮流や社会環境の変化に対応した計画づくり

少子高齢化・人口減少社会の到来、高度情報化・国際化、地域主権型社会の進展、低炭素型社会への転換等の潮流や厳しい経済状況、環境問題などの社会環境の変化に対応した計画とします。

### 市政への満足度を踏まえた計画づくり

市民の市政に対する満足度を把握しその向上を図るとともに、市民の新たな要望等の政策課題に対応した計画とします。

### 行政評価と連動した計画づくり

行財政の健全性を確保しながら新たな政策課題に対応していくため、施策の重点化を図った計画とします。

### 行政改革の意識を持った計画づくり

合併に伴う財政猶予期間が切れる平成 27 年度以降、地方交付税額が急降下する厳しい財政環境に対応できるよう、行政改革の意識を持った計画とします。

### 一体感の醸成を意識した計画づくり

合併 6 年目を迎え、下野市としての一体感の醸成を意識した計画とします。

### 3 後期基本計画策定の考え方

前期基本計画の検証から、後期基本計画づくりへと、P D C Aサイクルで計画をつくりまします。

**Plan（計画）** 総合計画を策定し、毎年、ローリング方式で実施計画を策定まします。

**Do（実行）** 総合計画（実施計画）に基づき、施策指標を掲げて実施まします。

**Check（評価）** 前期基本計画の各施策について、分野別指標の目標達成度や満足度推移、市民評価（市民アンケート、市民懇話会）により、これまでの取り組みを検証し、強み、弱み、課題（反省点）を明確にまします。

**Action（改善）** 後期基本計画で真にやるべきことは何かを明らかにまします。

下野市発展の基礎づくりの総仕上げ、総合計画の集大成の時期となります。少子高齢化、地方交付税の一本算定などの厳しい環境に対応した、持続可能な行政経営の確立を目指まします。

前期基本計画の検証結果から課題（反省点）を明らかにして、強みを伸ばし、弱みを減らす施策を行いますが、あれもこれもではなく、施策にメリハリ（優先度）をつけまします。

特に、明日の下野市づくりのため、市民の一体感を醸成するプログラム、交流・きずな・強み・誇りなどをキーワードとするプログラム等を重点プログラムとして設定まします。

なお、評価のしくみとして、次の4項目を盛り込みまします。

#### (1) 分野別指標

施策の大綱（6つの章）ごとの目標達成のため、各種統計等の中から代表的な指標を掲げ、目標値を設定まします。

#### (2) 満足度設定

基本計画では、平成22年度「市民意識調査」における「本市の現状の施策に対する満足度」についての回答に基づき、各施策の現状の市民満足度を5つのランクで標記まします。

5つ星(★★★★★)	:「満足」「やや満足」との回答が、「不満」「やや不満」 との回答を大きく上回る
4つ星(★★★★)	:「満足」「やや満足」との回答が、「不満」「やや不満」 との回答を多少上回る
3つ星(★★★)	:「満足」「やや満足」との回答と、「不満」「やや不満」 との回答が拮抗している
2つ星(★★)	:「不満」「やや不満」との回答が、「満足」「やや満足」 との回答を多少上回る
1つ星(★)	:「不満」「やや不満」との回答が、「満足」「やや満足」 との回答を大きく上回る

市（行政）の施策・事業が計画どおり実施されていたとしても、市民の需要（ニーズ）の高いところを後回しにして、需要（ニーズ）の低い、容易なところから先に着手していると、市民の高い満足は得られません。

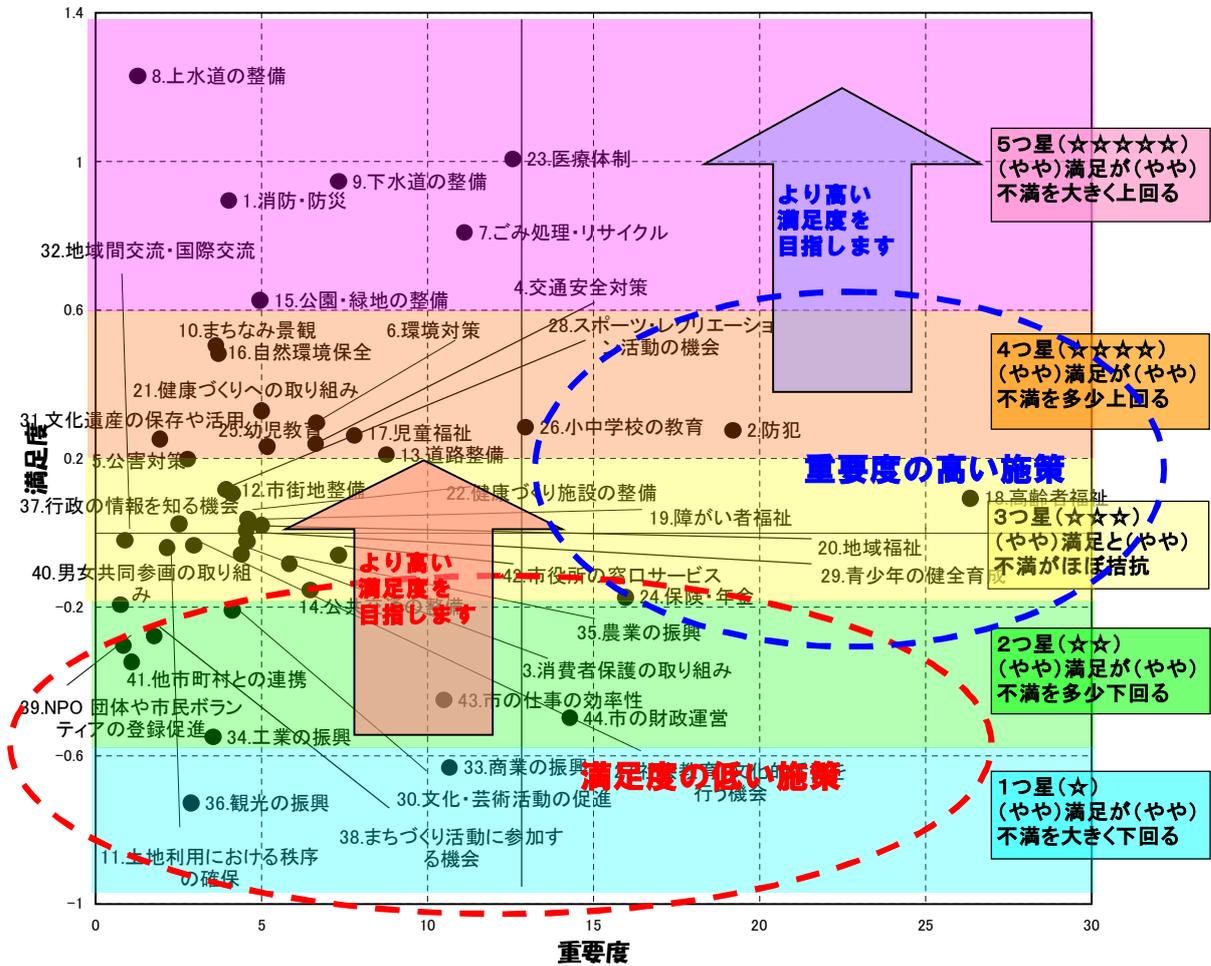
そのため、各施策が市民の目から見て上手く行われているか検証することを目的として、満足度を設定しています。

行政活動によりどれだけの財・サービスを提供したのか、あるいは、その対象となった人がどのくらいいるのかという観点から施策・事業を評価する場合がありますが、本市では、どれだけの財・サービスを提供し、その結果、市民は満足を得られたのかどうかという観点から評価します。

基本計画期間中は、この市民満足度の維持・向上を目指して、行政はもとより市民・民間事業者との強調・連携によって適切な施策展開を図っていきます。

また、施策・事業の「選択と集中」の観点から、満足度の低い施策と重要度の高い施策を対象に、より高い満足度を目指して重点的に施策を展開していきます。

満足度・重要度の散布図

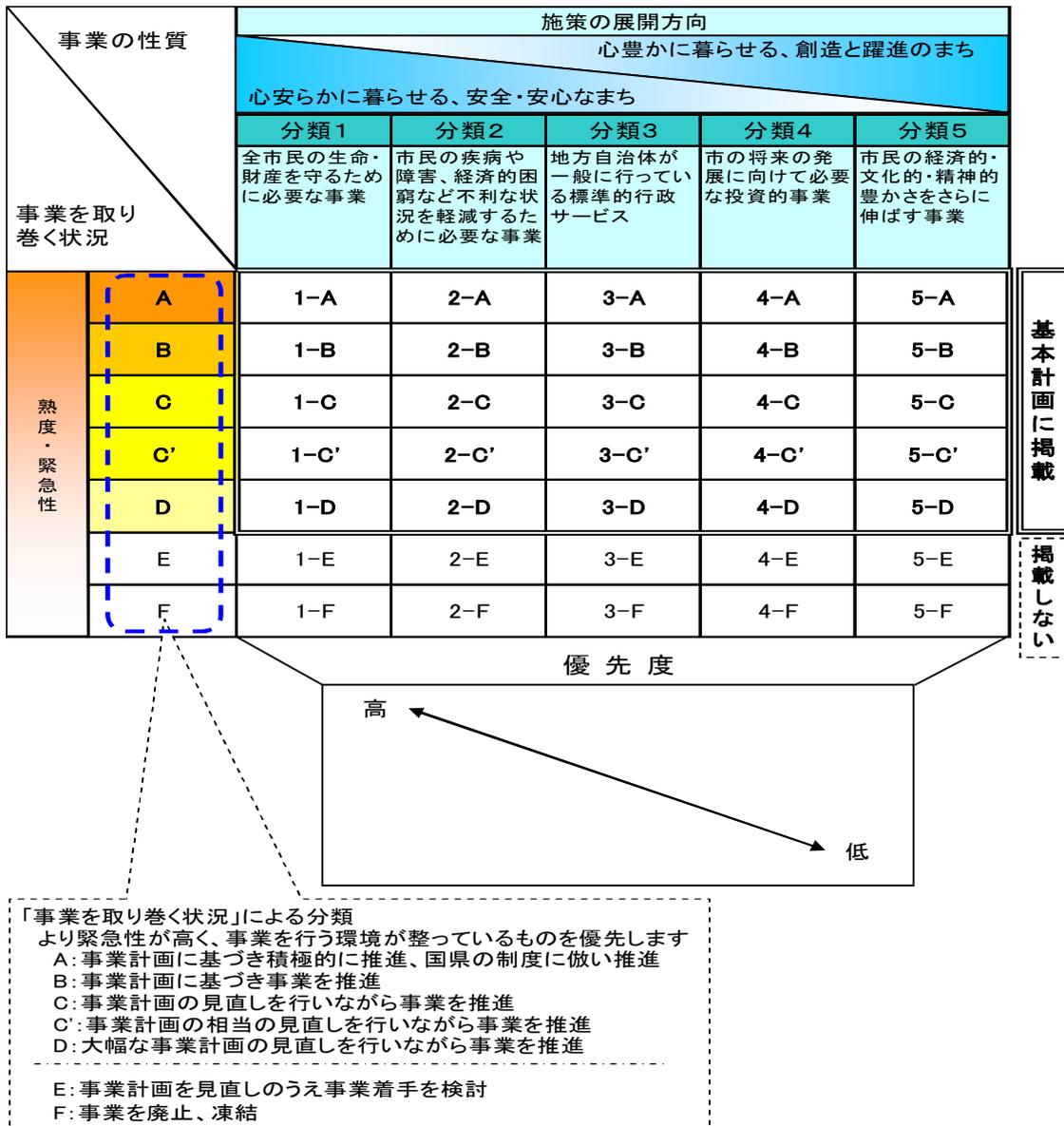


(3) 施策・事業の優先度設定

厳しい財政状況の中で、これまでのように「あれもこれも」事業を展開することは財政状況を悪化させる懸念があります。市民の納得を得ながら「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、「あれもこれも」満遍なく事業を行うという姿勢を転換し、「あれかこれか」による事業の選択と集中が欠かせません。

そこで、本市では事業の優先度設定を行い、これによる事業の重点化と取捨選択を行います。具体的には、本市が行う施策・事業を「事業の性質」と「事業を取り巻く環境」の2つの観点から分類します。

## 優先度設定の考え方



### (4) 重点プログラムの設定

合併後初めての下野市総合計画の総仕上げとして、市の一体的かつ持続可能な発展のための基盤づくりを目指して施策の展開を図ります。

そこで、施策の大綱に掲げた施策・事業の中から、市民の一体感醸成や交流促進・きずなづくり・地域資源を活かした強みの発揮・誇りを感じられる施策等を分野横断的に抽出し、後期基本計画において重点的に取り組みます。

#### 4 計画の構成及び期間

##### (1) 全体構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

##### (2) 計画期間

###### ① 基本構想（平成 20 年度から 27 年度の 8 年間）

市政経営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

###### ② 基本計画（平成 24 年度から 27 年度の 4 年間）

基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものです。計画期間は、前期計画を平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 か年、後期計画を平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年とします。

###### ③ 実施計画（2 年間のローリング方式により策定）

基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な個別事業を明らかにするもので、2 年間のローリング方式により作成します。

##### ○ 計画期間

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基本構想	← 基本構想（8 年間） →							
基本計画	← 前期基本計画（4 年間） →				← 後期基本計画（4 年間） →			
実施計画	実施計画(2 年間)							
		実施計画(2 年間)						
			実施計画(2 年間)					
				実施計画(2 年間)				
					実施計画(2 年間)			
						実施計画(2 年間)		
							実施計画(2 年間)	
								実施計画(2 年間)

## 5 策定体制

### (1) 庁内組織

#### ① 策定委員会

構成員	副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長
役割	庁内の最高意思決定機関として、基本計画の素案の調整を行い、審議会に提出する原案を最終的に取りまとめる機関

#### ② 専門部会

部会名	企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会
構成員	部長、課長及び職員
役割	担当部門ごとに基本計画の素案の作成作業を行い、策定委員会に諮る前に調整する機関

### (2) 庁外組織

#### ① 総合計画審議会

構成員	学識経験者等 22 人以内
役割	市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定に関し必要な事項について、中・長期的、全市的な観点から調査・審議します。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会)

#### ② 総合計画市民懇話会

構成員	公募、団体推薦による市民 24 人以内
役割	総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見などを求め、その意見などについて後期基本計画の策定の際の参考とするものです。

### (3) 市民参画

計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとします。

- ① 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会の設置
- ② 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会委員の公募
- ③ 市民意識調査の実施（調査対象：市内在住の20歳以上の男女10,000人）
- ④ まちづくり意見募集の実施
- ⑤ 地区別懇談会（市長のいきいきタウントーク等）の開催
- ⑥ パブリックコメントの実施
- ⑦ 市広報紙、ホームページをとおした策定に関する情報の積極的な発信

## 6 策定スケジュール

平成22年度、23年度の2か年で策定

### (1) 平成22年度

総合計画市民懇話会からの意見、提言の取りまとめ

市民意識調査の実施

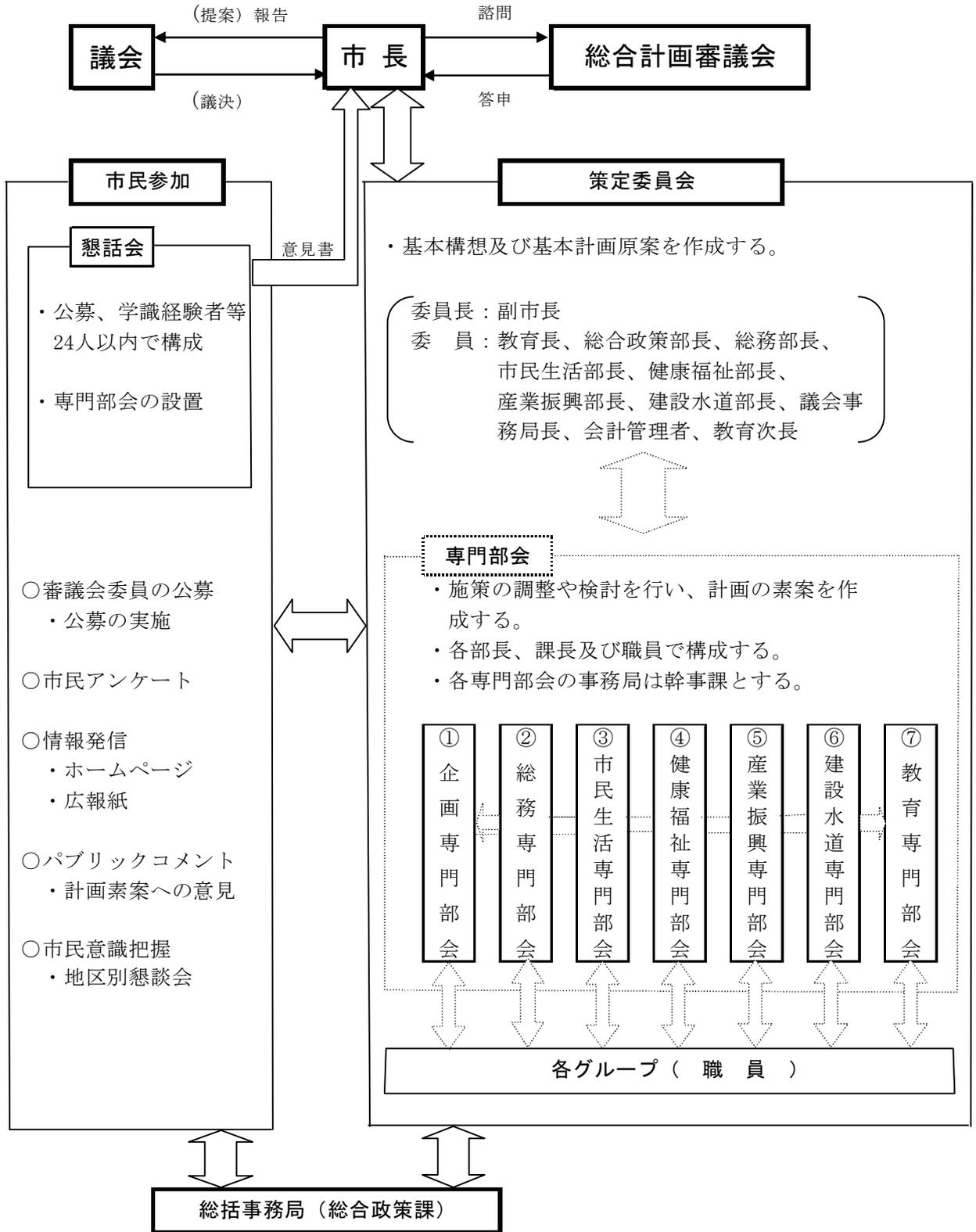
市民意識や各施策に対する満足度、新たな市民ニーズ等の把握

### (2) 平成23年度

後期基本計画(案)の作成

総合計画審議会への諮問、答申を経て後期基本計画の策定

◆下野市総合計画策定体制



下野市総合計画後期基本計画策定スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	<p>第1回 審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長選任</li> <li>・諮問</li> <li>・会議等の公開</li> <li>・総合計画の説明</li> <li>・策定方針の説明</li> <li>・市民意識調査説明</li> <li>・市民懇話会意見書の内容説明</li> <li>・まちづくり意見募集の結果</li> </ul> <p>・スケジュール説明</p> <p>(1次素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・序論</li> <li>・現状と課題・基本方針・施策の概要(構成案)</li> </ul>	<p>追加資料 送付</p> <p>施策・事業内容等を調整した資料</p>	<p>第2回 審議会</p> <p>修正した1次素案の確認</p> <p>(2次素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・序論</li> <li>・分野別指標</li> <li>・現状と課題</li> <li>・基本方針</li> <li>・満足度</li> <li>・施策・事業内容</li> </ul> <p>施策の概要(第1～6章)の説明</p> <p>第1章～3章の検討</p>	<p>第3回 審議会</p> <p>修正した2次素案の確認</p> <p>(3次素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・序論</li> <li>・分野別指標</li> <li>・現状と課題</li> <li>・基本方針</li> <li>・満足度</li> <li>・施策・事業内容(優先度)</li> </ul> <p>第4章～6章の検討</p>	<p>第4回 審議会</p> <p>修正した3次素案の確認</p> <p>(4次素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・序論</li> <li>・分野別指標</li> <li>・現状と課題</li> <li>・基本方針</li> <li>・満足度</li> <li>・施策・事業内容(優先度)</li> <li>・附属資料</li> </ul> <p>全体の検討</p>	<p>第5回 審議会</p> <p>修正した全体案の確認</p> <p>後期基本計画(案)の確定</p>	<p>第6回 審議会</p> <p>答申</p> <p>後期基本計画(案)</p>	<p>パブリックコメント 意見整理</p>	<p>計画完成 印刷製本・議会報告</p>